

社援発 0914 第 6 号
令和 5 年 9 月 14 日

社会福祉法人中日新聞社会事業団
理事長 河津 市三 殿

厚生労働省社会・援護局長



令和 5 年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 1 項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、下記の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められたので、現地において係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和 5 年 12 月 14 日までに報告されたい。

記

1 法人運営について

(1) 事業報告書の附属明細書について

事業報告及びその附属明細書については、社会福祉法第 45 条の 27 及び 28 の規定により、毎会計年度終了後三月以内に作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならないが、附属明細書を作成していないことが確認されたため、作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けること。

(2) 助成事業について

第 2 種社会福祉事業として実施している助成事業の件数が、社会福祉法第 2 条第 4 項第 5 号に規定する社会福祉事業の要件である 50 件を下回っているため、50 件を下回ることがないように、令和 5 年度以降に係る助成事業の広報や募集方法等の見直しを行い、その具体的な内容について報告すること。また、令和 5 年度の助成事業の実績について、本通知に基づく期限とは別に令和 5 年度末までに報告すること。

(3) 社会福祉充実計画について

平成30年4月1日から令和10年3月31日までの10年間の社会福祉充実計画において実施することとされている事業について、法人の判断で令和3年度末をもって事業を終了していることが確認されたが、社会福祉法第55条の4の規定により、やむを得ない事由により社会福祉充実計画を終了する際は、あらかじめ所轄庁の承認を受ける必要があるため、必要な手続きを行うこと。

2 会計管理について

(1) 固定資産現在高報告書の作成について

経理規程に定めるところにより、固定資産管理責任者は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認したうえで、固定資産現在高報告書を作成し、会計責任者に提出すること。また、会計責任者は、統括会計責任者及び理事長に報告すること。

(2) 経理規程と計算関係書類の不整合について

拠点区分、サービス区分について、経理規程と計算関係書類で整合していないため、整合すること。

(3) 満期保有目的の債券について

満期保有目的の債券として会計処理するには、取得時に目的を確認できることが要件となることから、議事録や稟議書等で目的を明確にしておくこと。

(4) 固定資産に関する支出について

空調更新工事については、撤去処分費を含めて取得価額として固定資産管理台帳に計上されていたが、撤去処分費は新たに取得した固定資産の取得価額には含まれない。固定資産は適切な取得価額を算出して固定資産管理台帳に計上すること。

【問合せ先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課

法人指導監査官 平田 薫

社会福祉法人経営指導専門官 信澤 麻希子

TEL 03-5253-1111 (内線2869)

MAIL hirata-kaoru@mhlw.go.jp

nobusawa-makiko.ij4@mhlw.go.jp